

古代ローマにおけるト占

小堀 馨子

I. 序章

1. はじめに

市川裕先生の退官にあたって、学恩を思い返してみるに、先生との出会いは1991年、大学四年生の時に遡る。西洋史学科において古代ローマ史で卒論を書こうと考え、古代の言語のひとつとしてヘブライ語を学ぼうとした際、教室にいらしたのが新任の市川先生であった。以後、ヘブライ語の文法学習の虎の巻として旧約聖書に触れ、そこからユダヤ人への興味関心が掻き立てられていった。ローマ帝国の中でユダヤ人はどのような宗教生活を送っていたのか、という関心が次第に生じ、そのまま卒論に取り組んだ。

二年後に宗教学宗教史学科の修士課程に進学し、ローマ人とユダヤ人の接点に関して考察を深めたが、浅学菲才の身では、ローマ人の宗教への全体像把握ができなかった。そこで修士二年の夏に相談に上がって、取り敢えず修士論文は古代ローマ人の宗教で書くとの方針を認めて頂いた。しかし、その「取り敢えず」が四半世紀もの期間になるとは、当時は夢想だにしなかった。

その後に英国に留学し、古代ローマ人の宗教生活を様々な資料に即して学んだ。博士論文ではローマ人の宗教を考えるに当たって重要な要素を取り上げて論じた。本稿は、市川先生のご指導を受けて書き下ろした未公開の古代ローマ人のト占に関する章を活用して、本邦未発表の論点に日の光を当てることを通して、学恩に報いたい。

2. 本論文の目的

古代ローマにおいては他の古代国家と同様、ト占は国家的行為であった。ト占は数種類存在し、それぞれ専門の神官職が当てられていた。ト占に関する三大神官職は、鳥卜官 (augur)、腸卜官 (haruspex)、十人委員 (decem viri) であり、十人委員は後に十五人委員 (quindecem viri) となった。本稿ではこの官職の概要とその役割に関する議論を整理し、ト占神官職に対する新たな視点を提供する。

3. 研究史

ローマ法や政治史への研究はルネサンス以来盛んであったが、古代ローマ人の宗教への理解は彼らの実利性・合理性とは相容れない非論理的なものであるという考え方が長い間大勢を占めていた。しかし 1970 年代に入り、ローマ人の宗教を新たな視点から捉えた英国のジョン・ノース、メアリ・ベアードらはローマ人のト占についても新たな考察を行い、ローマ人の宗教はト占においても合理性に裏付けられていたことが明らかになった (Beard 1986; Beard, North and Price 1998, vol. 2, 166-182)。リンダースキーはプルタルコス『ローマ習俗問答』の解説において、紀元 2 世紀のプルタルコスの時代に伝わっていたローマ人のト占に関する伝承の取り扱いを論じた (Linderski 1995)。

1999 年にはローマ人のト占というテーマで学会がオデンズで開催され、論文集として刊行された (Wildfang and Isager 1999)。「ローマ世界のト占と予兆」という題目で一つの学会が開催されるのは史上初であった。その発表の中で Rasmussen はキケロの予兆に対する一見矛盾するよう見える態度は、キケロが二枚舌や政治家キケロと哲学者キケロのダブルスタンダードを用いているのではなく、当時の思潮のコンテキストに則って理解すれば矛盾ではないことを明らかにした (Rasmussen 1999)。

一方、古典文献学の立場からのキケロの『ト占論 (De divination)』研

究史を考える上で重要なのは 1920–23 年に著された Pease の注解書である (Pease 1920–23)。キケロのこの対話篇 2 巻のうち、第 1 巻はギリシアにおけるト占の諸形態についてキケロの弟クイントゥスがト占を擁護する立場から論じており、当時のストア派知識人によるト占の体系的理解を示しているとして多くの研究者の関心を引き付けてきた。近年にも複数の研究者が注釈書を著しているが、第 1 巻のみである (Schultz 2014; Wardle 2006)。しかしローマ人のト占の実態を考察する上では、話者マルクス (キケロ本人に仮託した人物) が弟に対する反論を行う形で記された第 2 巻の分析が重要となる。この分野の更なる研究の進展が待たれる。

最後に最近の著作としては、ノースの下で筆者と同時期に相弟子として学んでいたフェデリコ・サンタンジェロの大著 (Santangelo 2013) は、ローマのト占研究として 2019 年現在の最高峰であろう。邦語文献としては同じく 2013 年に学位請求論文として提出された筆者の著作の第二章があるが、現時点で未公開である。サンタンジェロの大著には及ばないが、ローマ人のト占に対する合理的な態度を論じており、重要文献である。

II. ローマの神官団

ローマにおいては、三系統のト占が存在していた (North 1990, 51–55)。(1) 鳥ト官が鳥を観察する鳥占い、(2) 十五人委員による「シビュラの書」を用いた予兆解釈、(3) 腸ト官が羊の肝臓を用いた予兆解釈である。腸ト官は共和政期中期までは、対象となるような予兆が生じる度にエトルリアから迎えていた腸ト師に由来するが、共和政末期以降、支配下に入ったエトルリアの貴族子弟を充て、鳥ト官や十五人委員と同様にローマの官職とした (小堀 2013, 103)。

鳥ト官に関しては、神官団 (Pontifices) と並んで資料が豊富に残っているので、まずこの両者の違いをまとめておきたい。神官も鳥ト官も創設は王政期に推定され、元来の定員は各 3 名だったとされるが、詳細な資料は残っていない。共和政中期には 6 名、前 300 年頃に公布されたオグルニア法で

は9名と定められた。さらに前1世紀前半、スッラの時代には15名、共和政末期のカエサル統治期に16名、帝政最初期のアウグストゥスの時代には恐らく19名にそれぞれ増員されたと推測される（Scheid 1998, 113-114; 小堀 2013, 65, 71）。ただし、神官は他職とともに神官団を形成し、鳥卜官よりも大所帯であった¹⁾。

両職の選出方法も変化し、オグルニア法では大神祇官を除く8人中4人の神官と9人中5人の鳥卜官が必ず平民の家系から選ばれるようになった（Livy 10, 6-9）。前104年には人員の補充について、神官内の互選方式を止めて市民の中から選挙で決める規則が定められ、スッラによる中断を経て前63年にこの改正が定着した。

このように両者は似たような変遷を辿っているが、職務内容の性格は異なっている（小堀 2013, 71-72）。要点をまとめれば、人が聴くべき神意に関して、神官団は「神々と直接意志の交流を行うことができない」が、鳥卜官は「専門職として神意を伺うことができる」。また、神官団は、元老院の中核で為された神事に関する決定を一般の庶民に伝える役割を有し、より能動的に行動する。

しかし、元老院の要請を受けて初めて行動を起こす鳥卜官とともに、神官団も常に元老院に従属し、かつ両者の間には複雑な関係があることが、両職に関し最も多彩な記述を残したキケロの著作から理解できる（小堀 2013, 72）。

古代ローマの元老院は、政治的に最高意思決定機関であると同時に、宗教的な事柄に関する最高意思決定機関でもあった。国家は宗教的な事柄は私的な事柄であると考えて立ち回らない、という近代以降の政教分離原則は古代ローマには存在しない。逆に古代ローマにおいては、神事こそ公的な事柄であった。

そして卜占も大事な神事の一つであり、従って公的な事柄であった。ま

1) ベアードの研究によると、神官16名、祭祀王1名、フラーメン（flamen）15名、ウェスタの巫女6名、計38名の神官団が形成されていたとされる（Beard 1990, 20-25）。

ず、(1) ト占を執行する主体は、上記の犠牲式と同様、各状況に応じた公的機関の首長であって、神官ではない。下記ト占神官団は、(2) 元老院から要請があれば要請に応じた回答を与えるが、自分から主導的に行動を起こすことは許されていない。従って、(3) ト占行為の主体は元老院である。王政期の例外中の例外を除き²⁾、宗教的な事柄に関する最終決定とその実行の権限は常に元老院にあった(小堀 2013, 72-73)。

III. 鳥ト官

鳥占いが行われる状況は、(1) 元老院会議開催前、(2) 民会の選挙や法を定める前、(3) 将軍や首長が聖なる境界(pomerium)を越えて市内に入る前、(4) 戦争を行う前であった。このようなことを起こす際には必ず鳥占いを行った。つまり、鳥占いを行うとは、人間の側が最初に行動を起こし、神にその是非を問うて、神の意志を知る行為である。

この鳥占いの効力は、一日限り、あるいはある行為を起こした時にはその行為を完了するまでの間であった。つまり境界線を越える度にその境界線毎に鳥占いをする必要があった。例えば行軍の際、朝に境界線(城壁や川など)を越える時には鳥占いを行い、数時間後に次の境界線に行きあたった時には改めて新たな鳥占いを行う必要があった(Scheid 2003, 112-116; 小堀 2013, 73)。

鳥占いの方法は当初、空を飛ぶ鳥がどの方角からどの方向に何羽飛んでゆくか、という飛翔観察であったが、前3世紀頃には、聖なる家禽が餌を食べるか食べないか(食べれば吉兆、食べなければ凶兆)という手法が定着していた。首長が挙行した鳥占いの儀式において、鳥が餌を食べたことが鳥ト官に報告されれば、鳥ト官は、それは吉兆であると回答する。そこで、問われていた事項は神意を得たとされて、実行に移される。この場合「神意を得た」という言葉の意味は「その行為を行うことに諒承を与えた」という意味

2) リウィウスは、鳥ト官が神的な力により王を屈伏させた逸話を記している(Livy I, 36)。

であって、「その行為が好い結果をもたらすことを保証した」という意味ではない。このように手法が猛禽類の飛翔観察から家禽の食餌観察に変わったことに対して、キケロは「いかさまの余地を与えた」との批判を加えた。しかし、前3世紀以降、ローマ市外、しかもかなり遠征に日程を要する地へ、同時に多方面に軍を派遣する場合には、時間がかかる野鳥の飛翔観察には頼れず、全ての遠征に専門の鳥卜官を同行させることはできないという状況に対応して、首長や将軍が助手を鳥卜官に見立てて、聖なる家禽の餌の食べ方に関して問答を行い、それで鳥占いを行ったことにする、という簡便な方法を採用したと推察できる（小堀 2013, 73）。

元来の鳥占いの正確な描写については、リウィウスの『ローマ建設以来の歴史』に第二代の王ヌマの即位の際に行われた鳥占い儀礼の記述がある（Livy 1, 18, 6–10）。鳥卜官自身が未来の王ヌマのために卜占を行っているこの鳥占いは、卜占の結果から神意を得たい首長が鳥占いを行使した他の諸例と主体の点で大きな違いがある。同書が共和政末期の紀元前1世紀に記された点と合わせ、この記述が伝承を書き留めたに過ぎない可能性を高めているが、当該記述に描かれている行為を詳細に検討すれば、鳥卜官の所作の特質を抽出することは可能である。

「ヌマがローマへ招かれた時、ロムルスが都市を建立する際に鳥占いを行って王権を得たように、ヌマは神々に自身のことについても諮るように命じた」（Livy 1, 18, 6）。リウィウスは続いて鳥占いの過程を記しているので、それを時系列順に箇条書きにしてみる。

- (1) 「ヌマは（中略）鳥卜官に先導されて、砦³⁾に登って南面して石に腰を下ろした。」
- (2) 「ヌマの左側に、頭を布で覆った⁴⁾鳥卜官が座し、右手にはリトウ

3) 「砦」の原語は *arx* であり、形容詞の属格を伴った *Arx* という固有名詞になるとカピトリヌス丘にあった特定の「城砦」を指すが、ここでは通常どの都市にも見られるような、都市の中央に位置して鳥占いなどを行うような高い場所を意味している。「砦」の用語は鈴木一州訳（鈴木 2007）を参照。

ウスと呼ばれる節のない曲がった杖を携えていた。」

- (3) 「その後、ローマの市とその領域とを見わたし、神々に祈りを捧げながら、天を区切って東から西へと方位を定め、「右方は南、左方は北である」という言葉を発した。」
- (4) 「反対に今度は目の届く限りに大地を目分量で区切って、心に収めた。」
- (5) 「それから左手に杖を持ち替え、右手をヌマの頭に置いて以下のよう祈った。」
- (6) 『父なるユピテルよ、私が頭に手を置いているこのヌマ・ポンピリウスがローマの王となることが神意 (fas) であるならば、私が区切ったこの方位の内に、見まごうことなき徴を顕し給え。』
- (7) 「その後、鳥ト官は神々が送って欲しいと思う諸々の予兆を数え上げて唱えた。」
- (8) 「その諸々の予兆が送られると、ヌマは王と宣言されて、占いの場 (templum⁵⁾) から降りた。」

この8段階に分けた一連の儀礼には、鳥占いの作法がよく現れている。王が南面して座すこと (1)、頭をトガの一部で覆い、手に節のない曲がった杖を持つ鳥ト官の姿 (2) は残存する多くの彫刻から窺える。神々に祈りを捧げ (5)、定式化された言葉でどのような吉兆を望むか述べる (6) (7) という過程は、古代ローマにおけるト占の儀式のみならず、古代の他の地域の儀礼でもよく見られる特徴である。しかし、鳥ト官が予め天地を幾つかの領域に区分する (3) (4)、という行為はギリシアのテメノスなどの一部の民族

-
- 4) 神事を行う時に頭を布で覆うのは、神官を含めて祭儀の執行者たる市民男性の装いである。
 - 5) この templum というラテン語は英語の神殿 (temple) の語源であるが、この文脈では神殿という言葉から我々が想像する建築物を指してはいない。templum は神事のために特別に定められた領域という意味であり、天空上の一領域を指すこともあったため「占いの場」「特別領域」という文脈に応じた訳語を用いる。

における作法とのみ共通する行為である（小堀 2013, 75）。(6) は鳥卜官が天空に領域を指定し、特定の神に対して、その領域の中に予兆を送って神意を表したまうように、と祈り求める言葉である。これは、ユダヤ=キリスト教的な神との契約とは異なる形であるかもしれないが、神とのコミュニケーションの言語である。そして、(7) では人間にわかる印として欲しい物を具体的に列挙する。そこには迷信的な言葉遣いや非理性的な論理はなく、明晰な論理のもとに恰も法廷における法的手続きを行使しようとする時と同様の態度が窺える。このような手続きの明晰さこそが、ローマの鳥占いの特徴と言える。

ところで、キケロは『法律について』第2巻（執筆時期は前51年以降）の20節の最後の部分で、ローマの神官職を神官団・十五人委員・鳥卜官の三種に分類している⁶⁾。一番目の神官団の職務は、儀式と犠牲を司ることである。二番目の十五人委員の職務は、預言者（*fatidicus*）と巫者（*vates*）の意味不明の託宣の中から、元老院と市民とが承認したものを解き明かすことである。三番目の鳥卜官の職務は、至高至善のユピテルの神意を伝達することであり、即ち予兆（*signum*）と鳥の飛び方（*auspicium*）を観察し、その技術を保つことである。

キケロは自分自身が前53年に鳥卜官に就任していた（Rüpke 2008）ため、鳥卜官の職務には詳しく、自らの経験を同書に十分に反映できたと考えられる。彼は続く21節でその具体的内容を解説している（小堀 2013, 82-83）。

キケロによれば、鳥卜官の職務は、葡萄園・苗床・国民の安全について占い（*augurium*）を行い、戦争と国事に携わる者のために鳥占い（*auspicium*）を行うことにある。鳥卜官は神々の怒りを防ぐための配慮を行い、定められた天の方位に現れる稲妻の勢いを和らげ、都市と田園地帯と鳥占いのための特別な領域（*templum*）とを常に何物も置くことなく（*liberata*）、障害物がない（*effata*）ように保たなければならない。鳥卜官が不法・不浄・邪恶・不吉と定めたものは無効で有害なものとしなければならない。これに従わな

6) キケロは通常は四大神官職とされる神官職のうち、四番目の饗応官（*epulo*）を省いている。腸卜官はローマ起源ではないので、三大神官職に数えていない。

いは者は死刑に処せられるべきである、とキケロは記す（小堀 2013, 82-83）。

ここから、鳥ト官の職務は、鳥占いの実施と予兆の判断、上記の特別領域の清浄保持、元老院から諮問があった事象に対する不法・不浄・有害・不吉の判断権限などの多岐に及ぶと、少なくともキケロは考えていたと推察できる。同書では理想国家における神官の役割を述べる「マルクス・トゥッリウス・キケロ」と現実のキケロの同一性には異論が強く⁷⁾、同書内で挙げられた職務が全てその通りと断定するのは早急に過ぎるが⁸⁾、当該個所に関する発言についてはキケロの二重性を加味する必要は薄いように思われる。

つまり、「マルクス」の発言は、キケロ自身の体験を元にしつつ、キケロにとって理想と思われる鳥ト官の姿を描いたものである。そこにはキケロが本作を著したであろう時代⁹⁾、つまりいわゆる第一次三頭政治が前 53 年に崩壊し、前 49 年にカエサルがルビコン渡河をしてローマに踏み込んだ後の共和政最末期ではきっと行われていたであろう細則の無視や儀式の改変という「現実」は排除され、キケロが正統的だと判断した、昔から伝わるあるべき姿は反映されていると考えられる。

この記述姿勢はキケロ自身が同巻 33 節で述べている言葉からも傍証される。彼は「しかし、この鳥ト官の学問 (disciplina) と技術 (ars) とが、時の経過と人間の無思慮によって、今は消え失せてしまったことは間違いない」とし、「従って、私はこの知識 (scientia) が鳥ト官団のあいだに存在したことは決してなかったという人にも賛成しないし、それが今もなお存在す

7) 同書では弟のクイントゥス、別作品では友人のアッティクスに弁舌を振るうこの「マルクス」は、キケロ自身の一面の代弁者ではあるとしても、全く同じ立場を表明する登場人物とは見なせないという議論が、対話篇の諸著作を通じた現在のキケロ研究における議論の主流である。

8) ローソンの議論は慎重で的確である (Rawson 1973, 346)。

9) キケロが『法律について』を執筆したのは鳥ト官就任より遅く、前 51 年以後に第 1 巻、第 2 巻以降はより後の時代であることは確実視されている。しかし、カエサルのルビコン渡河で全く変わってしまった国家情勢を前にして、キケロは本作を書き直す意図を抱いたまま前 43 年に横死したため、本作は生前に公開されていない。それゆえ正確な執筆年代は明らかではない。

ると考える人にも賛成しない」と続けて述べている。つまり、キケロは鳥卜官の知識が完全に保存されているわけではないが、完全に失われてしまったわけでもない、ということを確認に認めているのである。このように現状を語るときに「マルクス」のキャラクターと現実のキケロとの間に齟齬がある蓋然性は低い。それゆえ、「マルクス」の言葉は即ちキケロの見解であるとこの箇所では言うてよいであろう。

ここで興味を引くのは、鳥占いが「学問」であり、「技術」であり、「知識」であると定義されていることである¹⁰⁾。ギリシア哲学を修めたキケロのような知的人物の目に、鳥占いの内容は、学問であり技術であり知識であると映っていたのである。

なお『法律において』で、キケロは鳥卜官の古来の職務の中で本来の鳥占いに属するものを雷鳴の予兆解釈 (ex caelo) と鳥の飛翔観察 (ex avibus) とに限っている。前者に関しては、キケロ自身が『ト占について』第2巻18節で鳥卜官の記録にそう記してあると触れている。「我々 (鳥卜官) の記録にはこう書いてある。『ユピテルが雷鳴を轟かせ、稲妻を放つなら、民会を開いてはならない』」。これは対話編における「私 (キケロ)」の言葉であり、「私」という登場人物の吐く言葉と実際のキケロの思想との一致は議論があろうことは想像に難くないが、少なくともこの節は事実描写をしている箇所なので、この内容自体は、キケロの知っていた限りという留保付きでその通りであったと看做してよいであろう。

IV. 十五人委員

二番目のト占神官職は十五人委員 (quindecimviri sacris faciundis、「犠牲を司る十五人の者たち」の意) である。貴族2人の任命で設置された「二人委員 (duoviri)」に起源を持ち、前367年のリキニウス＝セクスティウス法で10人に増員され「十人委員 (decemviri)」と呼ばれた。前300年のオ

10) リンダースキーのこの指摘はローマの公的宗教と法体系の親和性を示唆している点で重要である (Linderski 1986, 2231ff.)。

グルニア法で貴族及平民から同数で合計 10 人¹¹⁾ となり、前 1 世紀にはスツラによって 15 名に増員され、さらにカエサルによって 16 名に増員された。それゆえ十人委員はスツラの改革以降は「十五人委員」と呼ばれ、カエサルによる増員後もその名称は変わらなかった（小堀 2013, 95, 97）。本稿では混乱を避けるため、原則としてキケロの記述に基づき、特に必要な場合を除いて「十五人委員」で統一する。

この神官職の職務は「シビュラの書」を保管し、凶兆に関して元老院から諮問があった時にはそれを開いて回答を与えることであった（Beard, North and Price 1998, vol. 1, 27, 74）。凶兆というのは、ローマの支配権が及ぶ地域内から、落雷・異形の生物の出生・異常な気象現象といったローマ人が「不自然」、即ち自然の摂理に反すると考える事象が報告されることであり、その「不自然な現象」は神々の怒りを示すものであった。この場合、ある異常と思われる現象が報告されてもそれが真に「不自然であるか否か」を判断するのは元老院であった。元老院が不自然であると決議した場合のみに神官職に諮問を行う手続きに入るが、その際、神官団に相談する方法、十五人委員に相談する方法と、後述の腸ト官に相談する方法との三通りの相談方法があり、そのどれかを選ぶのも、神官職に頼む順番を決定するのも元老院であった。このように、報告を受けてからそれを判断し諮問するまでの過程は全て元老院が主導している点に注目したい。

ひとたび元老院からの諮問を十五人委員が受けると、彼らは保管していた「シビュラの書」を開き、どの神がこの現象を惹き起こしているのかを判定し、そこでその神に対してどの儀礼を捧げたらよいか、という答えを探し出して、元老院に対して、どの儀礼を行うべきか提言した。この提言を元老院が受け入れて行うか否かも、決定権は元老院にあり、十五人委員にはなかった。

「シビュラの書」とは、当時のローマ人が皆、遠い古代から伝わったと考

11) 同法において、同職は 5 人が貴族、5 人が平民から選出されるように定められた。神官職における貴族と平民との出自人数指定は、神官団や鳥ト官の規定と共通している。

えていた書物であるが、その書物自体は現代に残っていない¹²⁾。ユダヤ＝キリスト教及びグノーシス文学で言及される「シビュラの託宣」とは別物である。

元老院が十人委員（当時）に諮問した結果としてギリシアや東方の神格に対する儀礼がローマに導入される因果関係になっている場合が多いことが、リウィウスなどの歴史書から窺える。このことは、ある現象を送った神がローマの土着の神々に該当しないと判った際に十人委員に諮問が下り、その時に彼らはギリシアや東方の新しい神々の儀礼の導入を提言し、その導入に責任を負っていたことを意味している。しかし、ひとたびギリシアや東方の儀礼がローマでも行うべく導入された後に、その祭祀行為を監督するのは神官団であり、十人委員ではなかった。

実際、十人委員は歴史上では東方アナトリアからマグナ・マーテル大地女神導入の際に活躍し、さらにローマが属州を所有するようになった前2世紀以降の帝国主義の時期には、かつては「異国」の儀礼であったマグナ・マーテル崇拝を、今度は「ローマの」儀礼として、属州各地に広める際に責任を負っている。また前17年のアウグストゥスの世紀祭の挙行を司ったのもこの十五人委員である。

ここで予兆について論じておきたい。古代ローマ人にとっての予兆とは、「自然の摂理に反することが起った時に、それは神々が人間に向けて発した警告のしるしである」と理解することであった。それゆえ予兆が観察された時には、それに対して人間の側から然るべく解釈を施した上で応答し、対処を行うことが必然として要請される。その人間とは、国家であることもあれば、人間個人であることもあった。警告を通して神々が発しているメッセージとは「ローマと神々との間に築かれていた好い関係を乱すような事態が生じているので、その異常な状態を修復すべく人間の側が行動を起こすよう

12) 伝承では、ローマ第七代の王タルクィニウス・スペルプスがシビュラ自身から買入れた1巻の書物で、元来は9巻あったものの最後の1巻と言われており、ギリシア語の六脚律（*ἐξάμετρον*）で記してあったとされる。内容そのものは散逸しているので不明である。

に」という内容であることが通例である。この警告は、人間に対して好意的な知らせもあれば、非好意的な知らせもあったが、古代ローマの場合は概して非好意的な警告が多かった¹³⁾。

具体的には、リウィウスの著作に記録が多く残っているが、異常な気象現象（建物や像が雷電に打たれる、血や石や乳の雨が降る）の発生、異形の生物の出現や誕生がその主な内容であった。例えば、第二次ポエニ戦争初期の前217年、トラシメヌス湖畔の戦いの大敗北に関して、リウィウスは戦前に観察された合計17件の凶兆を22巻1章8-20節で列挙し¹⁴⁾、それへの対応策も記している（小堀2013, 95）。

このように異常現象の情報がローマ市なりローマ支配領域内の諸都市から上がってくると、それはまず神官団に報告された（Scheid 2003, 116-117）。神官団がその現象が予兆に該当すると判断すると、それが緊急のものではない小さな凶兆であればリストに記載され、翌年の一月一日に元老院で一括して報告が行われた。その小さな予兆を「予兆」として認めるか否かの判断が同日の元老院会議においてなされ、認められた場合には、次の手続きに入った。一方、緊急性があると判断するような大きな凶兆であった場合には、神官団は直ちに執政官をはじめとする行政官と元老院とに報告し、そこで元老院も「予兆」であると判断した場合には、直ちに次の手続きに入った。

次に元老院がどのように対応したか、トラシメヌス湖畔での敗戦に関するリウィウスのテキストの後半部を検討したい。（番号は引用者）

(1) これらの出来事が各地からの報告通りに元老院で読み上げられ、証人も呼ばれると、(2) 執政官は元老院議員たちにどのような儀礼を行うべきか訊ねた。(3) この凶兆に対しては、一部分は成獣の犠牲を

13) 古代日本の場合、国内のどこかの場所から珍しい産物が献上されたり、瑞雲が出現したりすると、瑞兆として記録され、白鳳時代から奈良時代の記事には、凶兆より瑞兆の方がやや多く記録されているのと比較すると、古代ローマにおいては予兆が大概は「凶兆」の方に解釈された点が興味深い。

14) そのうちの最初の15件は緊急性の高い「大いなる凶兆」、最後の2件は緊急性の低い「小さな凶兆」とされ、凶兆の種類分けが行われていた。

捧げ、一部分は幼獣の犠牲を捧げて宥めの儀式を行うようにとの布告が出され、また三日間の感謝の饗宴を全ての神々に対して捧げることが定められた。(4) 次に、十人委員が「シビュラの書」をひもといて、全ての神々に対して、上記の饗宴に加えてそれぞれの好みに合わせた讃歌を捧げることを提案した。(5) 十人委員の勧めに従って布告が出された。最初にユピテル神に重さ 50 ポンドの黄金の雷電（どんな形状のものかリウィウスの記述からは不明）が捧げられ、ユノ神とミネルウア神には銀の贈り物が捧げられ、アウエンティヌス丘にあるユノ・レギナ神とラヌウィウムにあるユノ・ソスピタ神には成獣の犠牲が捧げられた。貴婦人たちは、各人が持ち寄れるだけの金を持ち寄って、アウエンティヌス丘のユノ・レギナ神に捧げ、まだ同神のための饗宴を催した。また女解放奴隷たちは各人の能力に応じて金を集めてフェロニア神に贈り物を捧げた。(6) このこと全てが行われた後に、十人委員がアルデア市の広場で成獣の犠牲を捧げた。(7) 最後に、今や十二月であったが、ローマにあるサトゥルヌス神殿で犠牲が捧げられ、(元老院議員たちが自ら準備した長椅子での) 饗宴を行い、また公的な宴会を行った。サトゥルナリアを祝う叫び声がローマ市で一昼夜響きわたり、人々はこの日を祭日として祝い、永遠に守り続けることとなった。(小堀 2013, 95-96)

このように、この年の凶兆に関する対応策は 7 段階に分けることができる。神官団から報告が上がると元老院でまず問題になるのは、どの神にどのような儀礼を行うかということであった。そして、ある程度神々に宥めの犠牲を捧げた後に、十人委員が「シビュラの書」に訊ねる。この時は、新たな神の導入ではなく、犠牲式の時にそれぞれの神にその固有の讃歌を捧げることが十人委員の方から提案された。この神特有の讃歌が既にあったのか、それともこの時に新たに作られたのか、あるいはギリシアから輸入したものを翻案したのか、その詳細はわからない。最後のサトゥルナリアに関するリウィウスの記述には混乱が見られる。サトゥルナリア自体は古くから祝われており、前 217 年の時点で再建された祭儀ではなかった。あるいは、この

日に公的な宴会を行うこと、という部分のみが新たに布告で制定され、リウィウスはそのことを指しているのだという可能性もある（小堀 2013, 96）。

ここに記されていることから窺えるが、一般的には、まずは神官団が神々の怒りを宥めるための犠牲を捧げて、どの神が怒りを発しているかを犠牲獣の内臓を調べることによって探った。その神が特定されると、今度はどの手続きに問題があったかを伺う犠牲式を捧げ、再度の内臓調べで手続きを特定して、その手続きを改めてやり直した。また同時に、神殿の財宝の盗難や捧げられるべき財物の横領を調べ、その原状復帰も行われた。これらのこと全てを調べても原因が見つからず、あるいは儀式のやり直しをしてもまだ引き続き凶兆の報告が上がってくるならば、そこで次の段階に入った（小堀 2013, 96-97）。

次の段階とは十人委員を諮問して、「シビュラの託宣」を調べさせることであった（Beard, North and Price 1998, vol. 1, 62-63; Scheid 2003, 121-123）。「シビュラの託宣」とはギリシア語で記された六脚韻の詩で、伝承上（Dionysius of Halicarnassus 4, 62）ではローマの最後の王タルクィニウス・スペルプスがクーマエの巫女（シビュラ [Sibylla]）から購入した書物であった。この書物はカピトリヌス丘のユピテル神殿の地下に保存されていたが、前 83 年の失火で焼失した。元老院はすぐに再構成のための委員会を招集して、南イタリアの諸都市から「シビュラの書」の写しを蒐集し、焼失した「シビュラの書」に相当する千余りの詩節を集めたとされる。この再構成された「シビュラの書」は、アウグストゥスとティベリウスが検閲し、不適切な箇所を削除した後に、この度はユピテル神殿ではなく、新たにアウグストゥスによって権威を付与されたパラティヌス丘のアポロ神殿に納められた。この「シビュラの託宣」の新版は 5 世紀初め¹⁵⁾ に東西分裂後の西ローマ帝国の軍人スティリコの命令で消失するまで同じ場所に安置されてローマの人々から尊崇を受けていた。

「シビュラの託宣」は「託宣」というものの、所謂「預言」や「予言」の

15) 既に東西のローマ帝国でキリスト教が国教となり、ローマの伝統宗教の衰退が進んでいた。

ような内容ではなかったと推定されている。本文は上記のように失われてしまっているので詳細が分からないが、恐らくは不吉な予兆が生じた時に、予兆が暗示している事態を突きとめ、どのようにしてその事態を解消するかの儀礼面における解決方法が記されていたと、ローマ人の間では考えられていたらしい。キケロの『運命について』2巻110節に「シビュラの託宣」の概要が僅かに残っている¹⁶⁾ (小堀 2013, 97-98)。

シビュラの言葉を我々（ローマ人）は重んじているが、その言葉は彼女が神憑って錯乱状態になった時に発したと言われている。最近人の噂になり（実際には）間違いだとわかったが、一時はシビュラの言葉の解釈者（＝十五人委員の一人）が元老院でそれを発表すると人々に考えられていた話があった。それはもし我々が安泰でいたいなら、我々にとって実質は王であった人が、名称までも王と呼ばれるべきである、という内容だった。もしこれが本当に「シビュラの書」にあるならば、どの人に関していつの時代に関してのことなのかね？

キケロはまず、世間では「シビュラの書」が、シビュラが神憑ったときに発した言葉を書き留めたものだとされていることに触れている。この前の文でキケロは人間が錯乱している時に書いた言葉がどうして、知恵ある人が落ち着いて書いた言葉に勝るか、との疑問を述べているが、「シビュラの書」の権威自体については決して否定していない。彼はただ、同書は巫女が神憑って錯乱した時に発した言葉である、という記述中の「錯乱」という要素に限って同意していないことに注目したい。

キケロは続いて、十五人委員の一人が発表するはずだった内容について述べている。これはスエトニウスの『カエサル伝』79章で、「ルキウス・コッタという名の十五人委員が、パルティア人を倒すことはカエサルを王にしなければ不可能であると、「シビュラの託宣」に出た、と次の元老院会議で発

16) この他、ハリカルナッソスのディオニュシウスも「シビュラの託宣」を記している (Dionysius of Halicarnassus: 4, 62, 6)。本稿ではキケロのテキストを利用した。

言するはずだったと言われている」という記事と符合する（小堀 2013, 98）。

最後にキケロが「シビュラの書」に対して発した問い、即ち、対象人物と正確な時が記されていない昔の言葉をどうして今の時代に当てはめることが出来るのか、という問いは現代にも繋がる問題である。キケロはこのような疑惑を含んだ問いを提出してはいるが、それでもこのシビュラ問題の最後で「それゆえ、「シビュラの書」は他の書とは別にして仕舞っておくのであり、父祖たちが言い伝えてきたように、とにかく、この書は元老院の命令なくして読むではならず、一般には禁書にしておく方が、神的なことに関する誤った考え（*religiones*）が流布するよりは効果的である」と述べていることは書き留めておくに値する。つまり、キケロは「シビュラの書」が元老院の厳重な管轄下であれば問題はないと考えているのであって、「シビュラの書」に対して世間が無知なままに投げかけている盲従的な先入見を攻撃するまでのことはしていないのである。

ここで予兆に関するローマ人の態度をまとめてみる。ローマ人が最大の関心を持って回答を求めるのは、予兆の解釈や、予兆が示す危険の実態や、予兆が示す未来の内容それ自体ではない。そのような好奇心の発露に対し、例えばキケロのような知識人層は明らかに否定的な態度を示している。キケロと同様の知的水準にあるローマの元老院貴族層が、キケロと見解を異にしていたとは考えにくい。民衆の間では「未来を知る」ことができると謳う占星術などの占いが流行し、それを元老院が布告を出して取り締まっている形跡はあるが、それは民衆の間での問題であり、少なくとも知識人層の態度ではなかったと考えられる。

では、知識人層が最大の関心を払うのは何であるかという点、リウィウスの記述から分かるように、予兆が警告している危険を避けるにはどのような儀礼を執り行うべきか、というのがそのポイントであった。これが、予兆という「神々の側が主導して発した神意」に対するローマ人の応答態度を決定していた（小堀 2013, 99）。

V. 腸卜官

予兆に関してもう一つ重要な官職がある。それは腸卜官である。この官職は共和政中期までエトルリアから招聘されていた同じ腸卜師（haruspex）とは区別して考えるべきである。

共和政期中期までのローマでは、腸卜は官職として扱う業務ではなかった。エトルリアから招聘される腸卜師は、ローマの神官が被る丸いヘルメットギアに軸が突き出たような被り物とは異なり、尖った三角帽子を被っている。図像的にはすぐ見分けがつく。腸卜師と言っても彼らはエトルリアにおいては貴族の中でも高い身分の出身であった（小堀 2013, 99-100）。

彼らは肝臓の模型を持っており、その模型は地図のように区分されて、それぞれの区域に該当する現象が記されていた。下の写真はピアチェンツァから出土した前3-2世紀のもので推定されている青銅の肝臓の模型である。掌に乗る程度の大きさも含めて羊の肝臓を模しており、彼らはこれを携えて移動したと考えられる。

内臓に異常がなく、つまり全ての器官が揃い色も形も正常であれば、その犠牲獣は神



図1 エトルリアの腸卜師が犠牲獣の内臓を調べている図像を刻んだ青銅の取手。アラード・ピアソン考古博物館（アムステルダム）所蔵。



図2 エトルリアの腸卜師たちが携帯していた肝臓の模型（前3-2世紀）。エトルリア、ピアチェンツァ（Piacenza, Etruria）出土。ファルネーゼ宮殿博物館所蔵。

が嘉納したと考えられていた。もしも臓器に黒変や黄変、白濁などの異常があり、あるいはそもそも臓器そのものが欠損していた場合にはその犠牲獣は神に受け入れられなかった、即ち神は人間が行った行為に同意しなかったと考えられた。その際に、神に受け入れられた徴を示す犠牲獣が見つかるまで犠牲を捧げ続けることもあったが、場合によっては、腸卜師を呼んで、内臓の異常が何を意味しているのか調べさせた。

エトルリアから腸卜師が招かれるのは、十人委員に相談しても解決がつかないような予兆が起ったとき、また雷が落ちて或る特定の場所、特に公共の重要な場所を撃ったとき、それから上記のように更なる詳細な内臓占いが必要なときであった。この件に関して、キケロ¹⁷⁾は『法律について』の2巻21節でエトルリアから招来される腸卜師に関してその執行する職務を簡潔に述べている（小堀 2013, 101）。

凶兆と異常現象に関しては、元老院が命じるならば、エトルリアの腸卜師に訊ねるべし。そしてエトルリアは首長たちにその技術を教えるべし。この者たちがそうと定めた神々に対しては宥めの犠牲を捧げるべし。同様に稲妻及び稲妻が撃った場所は清めるべし。

これは同書で、「マルクス」が弟クイントウスの求めに応じて、「マルクス」の考える理想の国家においてあるべき法律を述べる箇所である。しかし、その法律は殆どがローマの法律であり、しかも中には上代には存在したが今は廃止されているのに、「マルクス」が今なお適切と考える法律も含まれている。当該箇所に関しては、前3世紀以前にエトルリアから腸卜師を招いていた時代の法律について語っていることが明白である。この腸卜師の職務は、該当箇所に出ている凶兆、異常現象、稲妻が撃った場所の清めと

17) キケロ『ト占について』1巻42章でもエトルリアの腸卜師に関する記述があるが、この記事には上記の記事以上の情報と例えば「エトルリアの腸卜師は内臓を見ることに関して専門家である」という点以外は見られず、そこで長々と行われている議論は本論文の趣旨とは関連が薄いので、ここでは注記するに留める。

いったことに加えて、犠牲獣の内臓の判定がその主要なものであった。

ローマの最後の三代の王はエトルリア出身と考えられ、エトルリアとローマの縁は深いが、それでも敵対関係に立つことが多かった国から腸卜師を招き、彼らに国事に関する件で助言を求めることは興味深い。その問題に関しては、ゲッリウスの『アッティカの夜』に逸話が記されている（小堀 2013, 101-102）。

最も勇敢な人であったホラティウス・コクレースの彫像は民会の場所 コミティアに設置してあったが、その像が雷に打たれた。この落雷の穢れを供犠によって清めるために、エトルリアから腸卜師たちが招かれた。この腸卜師たちはローマ人に対して友好的ではなく敵意を抱いていたので、わざと逆の儀礼 (religionibus) を行うように指示した。つまり、問題の彫像を、四方を高い建物に囲まれた決して日が射さない低い場所に安置するようにと指示したのである。ローマ人がその指示通りにした後に、訴える者があって、この腸卜師たちは人々の前で裁判にかけられ、自分たちの背信行為を白状したので死刑に処せられた。その時に実際に行うべきであったのは、(カピトリヌス丘山麓の) ウルカヌスの野の高所に、恰も命令を下しているようなポーズで建てることであったと判明した。実際にそのようにすると、事情が好転し、万事がローマ人にとってうまくゆくようになった。この時にはエトルリアの腸卜師たちの悪事が露見して処罰されたので、誰かが以下のような気の利いた小唄を作って、少年たちが町中を歌い歩いたと言われている。『相談者に邪悪な助言を与えると酷い目に会う』と。このト占に関する事件とイアンボス調の小唄とは、年代記の 11 巻に記されており、またウェッリウス・フラックスも『記憶に留めるべき事』の第一巻に記している。（小堀 2013, 102-103）。

このように、腸卜師たちがわざと逆の効果をもたらすような儀礼を指示することもあったことが窺える。この話は腸卜師の悪意に発した指示が後に露

見したので、記録すべき話として残されたのであろう。この話は稀に生じることもあった不祥事として、あくまでエピソード程度に扱うべきであると思われるが、それでもキケロが『ト占について』で挙げている、ト占の際に起き得る人為的な操作が、古代ローマの多くの儀式に起る可能性はあったのではないかということを考える上で興味深い。その根源は、そのような操作が起る可能性への着目より、そのリスクを含むと知りつつも共同体の安寧のために従来の儀礼を守ることを重んじた古代ローマ人の心性への関心である(小堀 2013, 103)。

ここに述べたようなエトルリアに要請して腸ト師を派遣してもらう、という形態は前3世紀にローマがエトルリアを含むイタリア全土を同盟市という形で支配領域に治めて以降、ある変化が生じたらしい。リンダースキーの推定によると、前2世紀の半ばに元老院が布告を出して、エトルリアの貴族の子弟にエトルリアの先祖伝来の腸トの技術を絶やすことなく学ばせるよう指示したことから、この頃から腸トをする者たちは、「腸ト官」としてローマの公的官職になったとされる¹⁸⁾。またそれ以降、腸ト官は個人として見解を求められることはなく、「腸ト官団」として見解を表明するようになった。帝政期に入るとこの「腸ト官団」は60名で構成されていたことが、共和政末期から帝政初期と推定される碑文(CIL 6, 32439)から明らかになっている。

このように腸ト官がローマの一神官職になって以降の状況については、キケロの『神々の本性について』2巻10-12節に、キケロが腸ト官の権威を認めていることを示すような記事がある¹⁹⁾。

たとえば、プブリウス・スキピオーとカーイウス・フィグルスが執政官になった年(前162年)に、歴史みずからがわが国の鳥ト官とエトルリア^マの内臓占い官の知見の正しさを証明した。二度目の執政

18) OCD Haruspices の項、Valerius Maximus, 1, 1, 1. においては、腸ト官団が他の神官団や鳥ト官、十五人委員と並んで、ローマの神官職として挙げられている。

19) 以下、訳に関しては異論がないので、山下太郎による訳を使用(山下 2000)。

官職についていたティベリウス・グラックス²⁰⁾が次期執政官としてこの二人を選出するさい、選挙管理官が二人の名前を公表しようとしたとたんその場で急死した。グラックスはそのまま民会を続行したが、この突然の死が民衆の宗教心を刺激することを恐れて、審議を元老院に委託した。一方、元老院は、この問題の扱いに手慣れた者たちに審議を委ねるべきであると決議し、内臓占い官たちの意見を求めたところ、「民会の選挙管理官に過ちがあった」との返答を得た。

これは父が好んで語ってくれた話であるが、グラックスはこのとき怒り心頭に発して次のように言い放ったという。「何だと。わたしに何か手落ちがあったとでも言うのか。わたしはちゃんと執政官として賛否を求め、鳥卜官として鳥占いの結果を求めたのだ。それとも、おまえたちエトルーリア^{ママ}人は、外国人のくせに、わたしたちローマ人の鳥占いを仕切る権利をもち、正しく民会が開かれたどうかについて、あれこれ解釈する権限があると考えるのか。」

グラックスはこう述べて、彼ら（内臓占い官の一団）に即刻その場を立ち去るように命じた。しかし、その後、属州から鳥卜官の一段に書簡を送り、次のように伝えた。「じつは、後になって（鳥占いの）書物を読んでいるうちに思い出したことがある。わたしがスキピオ一の庭園を天幕の設営場として選んださい、不手際があったのだ。わたしはあの後、元老院議会を開くためポーメーリウム（母市境界線）に足を踏み入れたが、帰り際にふたたび同じ境界線を横切るとき、すっかり鳥占いの手続きを忘れていた。したがって、執政官は正しく選出されたとは言えない。」

内臓占い官の一団は、このことを元老院に伝えた。元老院は執政官の辞職を求める決議を行い、執政官は辞職した。いま述べた話以上に衝撃的な事例が見出せようか。つまり、この世で最大の智恵をもち、ある意味でもっとも卓越した人物にとっては、瀆神の罪が国家にまどわりつく

20)「グラックス兄弟の改革」で有名なグラックス兄弟の父。

ことよりも、隠せたかもしれない己の過ちを告白することのほうが大切だったのだ。また、選ばれた執政官たちも、最高権力とはいえ、宗教儀式に背く形でその地位にとどまるよりも、ただちに辞職することを選んだわけである。

鳥ト官の権威は偉大なものである。では、どうだろう。内臓占い官の仕事も神聖なものと言えないだろうか。

この箇所ではグラックスが「お前たちエトルリア人は外国人のくせに」と述べている箇所については、腸ト官の外来性に余りこだわらざるべきではないとリンダースキーは上述の項目で述べている。

それよりも、キケロが、宗教儀式の持つ権威に対してそれを重んじたグラックス及び執政官たちの態度を賞賛していることに注目したい。もちろん、グラックスとて、神を畏れたがゆえに、役人が頓死した件を元老院に審議させたわけではない。本文にも記されているように「人々に宗教心（この場合はむしろ、迷信的な恐怖心の方が正確である）が生じると感知して（in religionem populo venisse sentiret）」と、民衆の迷信的な恐怖心を危惧したのだった。しかし結果として、グラックスはこの民衆の持つ迷信的恐怖心を感知して、「宗教儀式に背く（contra religionem）」ことをしないという態度をとることにした。その考えに基づいたグラックスの書簡による謝罪、及びグラックスの心根を組んだ二人の執政官の辞任という行動は民心を得て、国家を安泰にする行為となった。キケロの目にとっては、まさにその点が好ましく映っているということを指摘したい。

さらにもう一点、キケロが伝える、腸ト官の技術（ars；山下 2000 では「仕事」という用語に注目したい。キケロは鳥ト官の技術に関しても scientia という言葉を用いている。要するに、キケロ自らがそうであった鳥ト官や、ローマの官職としての腸ト官の権威を認めているのは、それが未来を予知する能力があるという現代的な意味での「占い」だからではなく、それどころか、それらは「予言」といったものとするも無縁な「知識」「技術」であったからである（小堀 2013, 106）。

VI. 結語

ローマ人が国家的行為としてのト占をどのように理解していたかについて、本稿では論じてきた。本文中で何度も取り上げたキケロの『予兆について（ト占論）』の定義によれば、占いとは「知識でも技術でも予測できないような偶然の出来事を予知したり予言したりすること」（『ト占論』2, 5, 14）（Falconer 1964, 384–385）である。すると、ト占神官職の行うト占はその「占い」とはまさに正反対の事象であったことがわかる。鳥ト官も十五人委員も腸ト官もその職務内容は「知識や技術を駆使して予測可能な出来事」の読解と言えよう。つまり、法律的知識を駆使して難解な人間関係や難航する交渉事を紐解いてゆく弁護士や裁判官の職務と相通ずるものだと言える。

本稿では当初キケロの『ト占論』も扱う予定であったが、紙幅が尽きた。今はただ師の学恩に感謝して筆を擱く。

史料略号

CIL: Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, and Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften, *Corpus inscriptionum latinarum*, Berolini: Apud G. Reimerum, 1862–

Dionysius of Halicarnassus 4: E. Cary (trans.), Dionysius of Halicarnassus, *Roman Antiquities*, Vol. 2: *Books 3–4*, Loeb Classical Library 347, Harvard University Press, 1939

Livy 1: R. M. Ogilvie (ed.), Titi Livy, *Ab Urbe Condita*, Vol. 1: *Books I–V*, 2nd edition, Oxford Classical Texts, Clarendon Press, 1974

Livy 10: R. S. Conway and C. F. Walters (eds.), Titi Livy, *Ab Urbe Condita*, Vol. 2: *Books VI–X*, Oxford Classical Texts, Clarendon Press, 1963

参照文献

- Beard, M., J. North, and S. Price 1998: *Religions of Rome*, 2 vols., Cambridge University Press
- Beard, M. 1986: "Cicero and Divination: The Formation of a Latin Discourse," *Journal of Roman Studies* 76, 33–46
- Beard, M. 1990: "Priesthood in the Roman Republic," in M. Beard and J. A. North (eds.) *Pagan Priests, Religion and Power in the Ancient World*, Duckworth, 17–48
- Falconer, W. A. (trans.) 1964: *Marcus Tullius Cicero, De Senectute, De Amicitia, De Divinatione*, The Loeb Classical Library 154, Harvard University Press
- Linderski, J. 1986: "The Augural Law," in H. Temporini and W. Haase (eds.), *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt: Geschichte und Kultur Roms im Spiegel der Neueren Forschung*, Teil 2: *Principat*, Band 6, De Gruyter, 2146–2312
- Linderski, J. 1995: *Roman Questions: Selected Papers*, Franz Steiner
- North, J. A. 1990: "Diviners and Divination at Rome," in M. Beard and J. A. North (eds.) *Pagan Priests, Religion and Power in the Ancient World*, Duckworth, 51–71
- Pease, A. S. 1920–23: *M. Tulli Ciceronis De Divinatione, Liber Primus*, The University of Illinois
- Rasmussen, S. W. 1999: "Cicero's Stand on Prodigies: A Non-existent Dilemma?," in R. L. Wildfang and J. Isager (eds.), *Divination and Portents in the Roman World*, Odense University Press, 9–24
- Rawson, E. 1973: "The Interpretation of Cicero's "De legibus", in H. Temporini and W. Haase (eds.), *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt*, Teil 1: *Von den Anfängen Roms bis zum Ausgang der Republik*, Band 4, De Gruyter, 334–356
- Rüpke, J. 2008: *Fasti Sacerdotum: A Prosopography of Pagan, Jewish and Christian Religious Officials in the City of Rome, 300 BC to AD 499*, Oxford University Press
- Santangelo, F. 2013: *Divination, Prediction and the End of the Roman Republic*, Cambridge University Press
- Scheid, J. 1998: *La religion des Romains*, Armand Colin
- Scheid, J. 2003: *An Introduction to Roman Religion*, J. Lloyd (trans.), Edinburgh University Press
- Schultz C. E. 2014: *A Commentary on Cicero, De Divinatione I*, University of Michigan Press
- Wardle D. 2006: *Cicero, On Divination: Book I*, Clarendon Press
- Wildfang R. L. and J. Isager 1999: *Divination and Portents in the Roman World*, Odense University Press

- 小堀馨子 2013：『共和政期ローマにおけるローマ人の宗教についての考察－religio
概念を手がかりとして－』博士学位請求論文（東京大学）
- 鈴木一州（訳）2007：リーウィウス『ローマ建国史〈上〉』岩波文庫
- 山下太郎（訳）2000：キケロー「神々の本性について」岡道男ほか（編）『キケロー選
集 11：哲学 IV』岩波書店、1-273